

第1回 上郡ピュアランド山の里あり方検討委員会 議事概要

日 時	令和5年6月9日（金） 10時00分～12時20分
場 所	上郡町役場 301会議室
出席者	委員：大崎基弘、西山武彦、安達精治、江口善章、三品正博、近都学、上林敏明 事務局：深澤寿彦、長谷川靖、山本亨紀、樫村昂彦 その他：町長 梅田修作（公務のため、途中退席）
概 要	<p>1 開会 事務局より、配付資料の確認及びこれまでの経緯を説明。</p> <p>2 あいさつ 町長よりあいさつ。</p> <p>3 委嘱状交付・委員等紹介</p> <p>4 委員長及び副委員長の選出 委員長に大崎委員、副委員長に西山委員が選出され、各委員の承認を得る。</p> <p>5 議事</p> <p>(1) あり方の検討に向けて 事務局より、令和5年2月に取りまとめた資料「上郡ピュアランド山の里のあり方の検討に向けて」を基に方針を説明。 また、次のとおり意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者に対し、町で赤字補填以外の指定管理料を払っていたと思うがいくらか？ ⇒ 令和2年度、3年度は年間900万円になる。 ・事業者は指定管理料をもらった上で、この赤字額か？ ⇒ そうだ。通常時の赤字であれば、委託料に上乗せして赤字補填はしないが、運営者に原因のないコロナ禍を理由とした赤字であったため、協議の上で赤字補填もしている。その赤字に対して1/2の金額を指定管理料とは別に補填している。 <p>(2) 検討委員会の進め方等について 資料のフローチャートに従って、周辺整備を含めた施設の方向性について検討を進め、最終的には、どの事業手法を選択するのか意見を取りまとめた旨の説明を事務局より行う。 また、次のとおり意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の中に当初の整備基本構想(案)があるが、構想通りにできていない要因は、地権者の関係があったりするのか？ ⇒ 所有者の問題ではなく、構想に対して地元同意が得られにくかったと聞いている。また、法的な問題の解決にも時間がかかった。 ・資料の整備基本構想(案)はピュアランドを建てる時の計画なのか？ ⇒ 平成9年、ピュアランド建設から2年後に作成した計画となる。今後としても、ピュアランドだけではなく、周辺整備も含めて官民連携の方向で検討したい。

・市街化調整区域でのピュアランド建築に際し、その当時どういう理由で申請して許可を得たのか確認したい。また、令和5年1月に上郡町が作成している都市計画マスタープランの中で、「ピュアランド山の里周辺は自然を生かした体験型観光などのレクリエーション地として活用を図り、地域の活性化を目指す。」と記されている。それに即したものであれば理由を付けて許可したら良いが、全く別のものとなると厳しいと思う。

・整備基本構想(案)はあっても計画通りに進まなかった現状があるが、今後検討を行っていく中で、これは難しい等の前提は無いということで良いのか？

⇒ 事業費の問題や投資の検討が必要となるが、そこも含めて今後の議論としていきたい。行政だけで実施すると財政的な問題があつて中々進まないの、官民連携でこんなやり方がある等の良い形の手法を意見してもらいたい。

・レクリエーション等の用途ではなく、例えば福祉施設にする等の用途の変更は難しいのか？

⇒ 県でも用途変更がしやすくなる運用を作っており、上郡町でも旧幼稚園跡地を農家レストランやカフェに用途変更した事例はある。周辺の環境を害する恐れが無いとか、民間に運営を任せる場合でも当面の間は市町が関与する等の条件下であれば許可事例はある。ただ、都市計画マスタープランで明確に位置付けがある中で、全く違うものを許可するのは難しいかもしれない。

・ピュアランドの温浴施設について、上水道であれば採算を取るのが厳しくなる。普通は井戸水が多い。農業委員会の許可を得て、ため池から水をあげるケースもある。

・仮に再開する方向になれば、温浴施設は1階に整備する必要があると思う。

6 現地視察

7 その他・連絡事項

第2回目の検討委員会は、7月14日(金)10時~12時

8 閉会